

研究奨励賞規程

制定 平成11年1月29日

変更 平成18年6月30日

第1条 日本農村医学会は、農村医学に関する優れた研究成果を挙げ、将来の発展を期待し得る会員に対し奨励賞を授与する。

第2条 奨励賞は日本農村医学会雑誌、および Journal of Rural Medicine に掲載された論文に対して授与される。

第3条 受賞者については、提出された論文を奨励賞選考委員会が選考し、理事会の議を経て決定される。

第4条 受賞者は学術総会で表彰され、賞状ならびに副賞が授与される。

第5条 本賞は下記の要領により選考される。

- (1) 本賞選考のため選考委員会を設ける。
- (2) 選考委員会は、編集委員、学術委員長および同委員長が指名する学術委員ならびに両副理事

長によって構成され、選考委員長は学術担当副理事長が当たるものとする。

(3) 応募は本学会の理事・監事・評議員の推薦または本人の申請によるものとし、下記の書類を添え、所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

- 1) 推薦書または申請書（所定の用紙）1通
- 2) 応募論文別刷（共著論文のときは筆頭者のみ）10部

付 則

1. 本規程は、1999年1月29日より施行する。
2. 受賞論文は、各年度の前2年間に、第2条に規定する各雑誌に掲載された論文を対象とする。
3. この規程は理事会の議を経て改廃する。